

議案第 37 号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 11 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「時間外勤務手当」を「単身赴任手当、時間外勤務手当」に改め、同条第2項中「第3条第2項の」を「次条第2項に」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項ただし書中「、又は」を「又は」に改め、同条第5項中「場合に」を「場合で」に、「、又は」を「又は」に改める。

第11条第1項中「第1号及び第2号」を「第1号」に、「第3号」を「第2号」に改め、第1号を削り、同項第2号中「職（前号に掲げる職を除く。）」を「職」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を削る。

第13条第2項中「、扶養親族」を「、扶養手当」に改める。

第15条の2第1項中「または」を「又は」に改め、同項ただし書中「限りではない」を「限りでない」に改める。

第16条第2項中「にある」を「である」に改め、同項第1号中「次項」を「第4項」に改める。

第19条第4項中「第18条第1項」を「前条第1項」に改める。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮^こ」を「禁錮」に改める。

第26条第6項中「、第20条第1項」を「、同項」に改める。

第28条の見出しを「(規則への委任)」に改め、同条中「時間外勤務手当」を「単身赴任手当、時間外勤務手当」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の岩倉市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「改正後の給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び岩倉市職員の給与に関する条例（以下この条において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（岩倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩倉市条例第5号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年岩倉市条例第23号）第6条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この条において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この条において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 改正後の給与条例第20条第2項に規定する特定管理職員
107.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10